

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)
地域名 (地域内農業集落名)	口吉川町 (久次)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月31日、令和6年2月10日 (第1~2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

酒造好適米としての良質な「山田錦」の最上位グレードである「特上」率が約70%を占め、個人経営で熱心に営農に取り組んでいる地域である。
 3ha規模の農業者の3戸あるなど現在は個人単位で営農を行う農業者も多い。
 一方で、65歳以上の割合が高く(68%)、農業者の高齢化が進んでいるとともに、次世代の担い手の確保ができていない。
 全農家数43戸のうち24戸は地場検査、9戸はライスセンターを利用している。
 集落営農組合も組織されており15戸の加入者が構成員18戸分の農地経営を担っているが、機械利用組合としての性格が強い。
 集落営農組合への新規加入については、資金を要するなど、敷居が高いため、会員数が増えない課題がある。
 また、当該地域が利用しているライスセンターの受け入れ可能量が飽和状態になってきており、将来的な受け入れ態勢にも課題を抱えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は酒造好適米としての良質な「山田錦」の産地の一つであることから、引き続き「山田錦」を主要作物に位置付け営農に取り組む。
 集落営農組合は現在機械利用が中心となる営農組合であるが、今後は地域の中心的な営農組織として発展していく必要があり、オペレータ方式や将来的には法人化を見据えることが大事である。このため、非組合員の新規加入しやすい組織となるよう組織再編(第2営農組合の創設など)も視野に入れ取組を進める。
 非組合員の加入はもとより、新規加入しやすい組織となるよう組織再編も視野に入れ、取組を進める。
 また、JA等への作業委託を有効に活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模縮小や離農が生じた場合、該当農地の隣接農業者や集落営農組合を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備については完了済であることから、農地の大区画化などの更なる基盤整備事業への取組は考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から多様な経営者を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業及び収穫作業は、JA等の農業支援サービス事業者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①電柵設置済で今はイノシシの被害は減少傾向にあるが、集落全体で有害鳥獣の侵入防止柵の設置などに継続して取り組む。一方で、小動物(モグラ)対処方法が課題となっており、対策が必要である。
 ⑦多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進めて行く。